

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十一号

平成十六年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行う施設の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。